

補装具費代理受領にかかる業者登録手続きについて(ご案内)

1 申請書類等の作成についての留意事項

- ・『取扱補装具種目』は、原則、過去に販売実績のある用具のみとしてください。実績のない用具の申請を希望する場合には、ご相談ください。
- ・記入にあたっては、記載例を参考にしてください。
- ・遠方の事業所の場合、訪問による調査ができませんので、技術者の経験年数・経験内容・資格についてはできるだけ詳細を記載してください。
- ・『補装具業者登録申請書』以外は、決められた様式はありませんので、参考様式を同封いたしますが、記入し易いように変更していただいて構いません。なお、必要事項が明記されていれば、既存のパンフレット等に代えていただいて構いません。

2 提出書類

(1)補装具業者登録申請書

※同封の用紙に記入をお願いします。

(2)会社概要書

(3)技術職員名簿

(4)技術職員の資格証明書のコピー

※車椅子や歩行器の登録申請の場合、販売や製作に必要となる特定の資格はありませんが、障害のある方への用具選定の知識があるか確認するため、福祉・用具関連の資格、もしくは職歴等を記入してください。

(5)事業所平面図

※手書きでも可。(おおよそで構いませんので)面積の記入もお願いします。

接客スペース、フィッティングルーム、作業室、倉庫等の記入もお願いします。

(6)事業所の写真(建物内部、外観、作業場)

(7)補装具製作・修理に使用する機械設備一覧

※製作・修理をメーカーにて行う場合には、その旨をお書きください。

(8)取引先の用具メーカー一覧(自社にて製作している場合は不要。)

※『車椅子はA社、座位保持装置はC社』のように、用具ごとに記載をお願いします。

(9)他市の補装具業者の登録状況について(登録年月、都市名)

(10)補装具取扱種目の直近の実績(各用具ごとの件数・金額)

(11)静岡市の利用者に対するフォローのあり方

※必要に応じて追加質問を行うことがあります。

3 対象者への支給決定を急ぐ場合

申請から業者登録まで、最短で約2週間かかります。補装具の支給を急ぐ場合には、特例として補装具申請の手続きを同時に進める等の方法を検討させていただきますので、ご

連絡ください。

4 提出先

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号
静岡市 障害者支援推進課 自立支援係 あて

5 その他

静岡市では、障害者支援推進課(本庁。支払、各区の調整)と各区役所(申請受付、支給決定)で事務を分担しております。

お問い合わせの内容により下記のとおりお問い合わせ先が変わりますのでご注意ください。

- 制度そのものに関すること
- 補装具費の請求・支払いに関すること
- 業者登録に関すること

・障害者支援推進課(本庁) 〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号
電話054-221-1098

- 補装具の申請手続き、支給決定に関すること
- 見積書に関すること
- 医師意見書に関すること

※ 対象者のお住まいの区へ連絡をお願いいたします。

・葵福祉事務所 障害者支援課 〒420-8602 静岡市葵区追手町 5-1
電話054-221-1099

・駿河福祉事務所 障害者支援課 〒422-8550 静岡市駿河区南八幡町 10-40
電話054-287-8690

・清水福祉事務所 障害者支援課 〒424-8701 静岡市清水区旭町 6-8
電話054-385-7790

〒420-8602
静岡市葵区追手町5番1号
静岡市役所 保健福祉長寿局 健康福祉部
障害者支援推進課 自立支援係
電話 054-221-1098
ファックス 054-221-1108